2022年7月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に
身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

● これからについて

■ 無料相談会のご案内

●料金のご案内／事務所のご案内

vol.100

エバー総合法律事務所

これからについて

1 最終回を迎えて

当事務所では2014年4月からエバーニュースというパンフレットを毎月発行をしてまいりました。顧問先など関係先や、一般の方々へ、法律情報をお伝えするためのささやかな活動として行ってまいりましたが、改めて項目を見ると、圧倒的に民事、家事の話題が多かった印象です。バックナンバーはホームページに掲載しておりますので、ご興味のある方はご覧ください。今回は紙上のエバーニュースとしては最後になりますので、今後の方向性などについて記載したいと思います。

2 これからの方向性について

この１０年間で法律改正が多くの分野で行われ、皆様の身近な分野を規定する基本法である民法も大改正が行われました。近隣関係や相続も含めて改正され、時効制度も変わりました。

私たち弁護士の目下の関心事の一つとしては裁判のＩＴ化があります。裁判所は一気にＩＴ化を進める意向で、2025年度からは、民事事件（金銭の貸し借り、賠償請求や不動産などに関する事件）では、両当事者とも弁護士が代理をする場合、多くの手続をインターネット上で行う方針で準備が進められています。民事事件のみならず、家事事件（離婚や相続などを扱う事件）、刑事事件でもＩＴ化が取り入れられ、利便性が期待される一方、セキュリティ、データ偽造などそれに伴う様々な問題も懸念されています。

一般の方がご自身で裁判を起こすなど直接関与する場合は、これまでどおり紙の書面を利用して裁判を進めるとのことですが、家事事件などでもインターネット上の取り組みが始まります。これまでの対面による説得と比べてどのような違いが生じるかなど、その効果については今後検証しながら進める必要があるのではと感じています。コロナ禍で一気に進んだリモート会議ですが、今後は試行錯誤を続けながらリアルとリモートを使い分けていく必要があります。

消費者被害でも、ネットを通じた被害が多発しており、加害者の特定の問題は匿名の壁に阻まれ、また中傷や風評被害などその回復方法が難しく、利便性の影で問題も多発しています。もちろん、法改正により加害者特定を容易にする方向へ措置が講じられたり、侮辱罪を重罰化するなどの方策も講じられました。これらがどの程度効果を上げるかは今後の検証を必要としますが、厳罰化ですべてが解決するわけではありません。表現の自由とのバランスも必要です。またどうしても法改正や立法は、その必要性のある被害実態がある程度出てから行われるため、後追いになることはやむを得ません。

社会の様々な分野でデジタル化されてきており、例えば自治体の申請手続がネット上で完結することはとても利便性が良くなる面はありますが、一方で経済的な理由や、また高齢や障害のためにデジタル化に対応できない、デジタル難民が生じる懸念があります。社会のシステムから漏れてしまい、現実に、定まった住居がない方（世の中には無戸籍の方もいらっしゃいます）はコロナによる給付金を取得できませんでしたが、そのように行政の恩恵を受けることができなくなってしまいます。デジタル化と並行して継続してアナログ対応も必要であり、法律の分野でもすべての方に法的サービスが利用可能なように整備が必要と感じています。

3 当事務所では

法律相談についても、今後リモートでのご相談も増えていくかもしれません。他事務所では電話相談について対応する弁護士もおられると思いますが、当事務所では、基本的には面談にてお願いしています。なぜかというと、法律の解釈においては一般に原則と例外があり、その法律の趣旨から原則が出てくるのですが、諸事情により例外が生じます。実際に起きる事例は、教科書通りの事例などほとんどありません。実際には法律問題は諸事情が関連して複雑に発生することが多く、ご本人が認識している事実関係と、法律適用の点で問題となる事実に違いが生じることがあり、弁護士は関係する資料を拝見しながら原則や例外の適用の場面、事実関係と適用する法律関係を見極める必要があります。電話は便利ですが、情報量に制約があり、証拠の現物を見て気がつく情報もあるので、やはり面談がより好ましいといわざるを得ません。これらの点からなるべく面談をお願いしているというわけです。

今後は、ＡＩ化によって、ある程度はＡＩが法律判断をしたり、ないしはリスク管理したりすることが増えてくると思います。しかし、法的効果の判断をするために、当事者の方から、様々な観点から事実関係を聞き出す作業などを考えると、ＡＩが対処可能なものは、定型的なものに限定されるのではないかと考えます。その意味で、当事者の方から事実を聞き取る作業の重要性には変わりはなく、それが私たち弁護士の任務であると考えています。

紙上によるエバーニュースは一旦終了とはなりますが、これからも、当事務所のホームページを通じて情報発信を行い、必要とされる方に必要な情報をお届けしたいと思います。これからも皆様とともに歩んでいきたいと思います。

無料相談会のご案内

2022年7月20日水曜日、7月26日火曜日、8月3日水曜日、8月9日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

http://ever-lawyers.jp/ 「**エバー総合法律事務所**」で検索を

これまで記載してきた内容について、個人の方向けに発信してきたものを目次として以下に掲げました。掲載順序は2014年4月以降の順番になります（法改正がされているためにご覧になる場合には番号の大きい方からご覧ください）。事業者の方向けにも継続して発信してきましたが、詳しくはホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

1 相続について
2 遺言について
3 クーリングオフについて
4 成年後見について
5 クレジットについて
6 遺留分について
7 近隣関係について
8 離婚について
9 慰謝料について
10 道路について
11 交通事故について
12 利息の過払いについて
13 インターネットでの名誉毀損について
14 任意後見･･･一人暮らしの老後のために
15 相続　その2　遺産の評価方法について
16 自転車と法律について
17 インターネット取引における消費者問題について
18 養子縁組（特別養子縁組）について
19 刑事事件手続について　（その1）
20 農地と法律について
21 マンションと法律問題について　（その1）
22 相続　その3　遺産分割の具体的な進め方①
23 相続　その4　遺産分割の具体的な進め方②
24 相続　その5　遺産分割調停の進め方①
25 親権と養育費について
26 お墓と法律について
27 監督責任について（認知症に関する判決をめぐって）
28 遺言　その2　自筆での遺言の書き方について
29 ペットと法律について
30 共有関係について
31 消費者問題　その1　デート商法（恋愛商法）
32 交通事故その2治療関係費等の損害について
33 成年後見について　その2
34 親権をめぐる問題について
35 相続　その6　相続と特別受益（特に贈与）について
36 刑事事件手続について　その2 略式裁判について
37 市街化調整区域について
38 サブリースと家賃の変更について
39 境界について
40 ネット被害対策　その1　開示請求について
41 クレジット契約について　その2　名義貸し
42 住宅の欠陥品確法等について
43 慰謝料について　その2
44 法定相続情報証明制度について
45 消費者問題　その2　美容医療契約のクーリングオフ
46 親族と死後離婚について
47 面会交流について
48 ネット被害対策　その2　削除請求について
49 交通事故　その3　後遺障害について
50 個人再生手続について
51 財産分与と年金分割について
52 相続　その7 遺産分割に応じない相続人がいる場合の処理について
53 遺言　その3　秘密証書遺言について
54 民法の大改正　その1　相続編（前半）
55 民法の大改正　その2　相続編（後半）
56 自治会と法律問題について
57 民法の大改正　その3　消滅時効
58 借地権の譲渡に関する承諾について
59 インターネットにおける検索結果の削除請求について
60 氏の変更（改姓）について
61 遺言の検認手続について
62 相続放棄について
63 調停事件の進め方について　（その1）
64 民事執行法の改正
65 不在者財産管理人について
66 クーリングオフについて　（その2）
67 個人破産について
68 公正証書の利用について
69 子の法律関係（嫡出推定）について
70 家族信託について
71 賃貸借の原状回復義務について
72 養育費算定一覧表改訂について
73 配偶者居住権について（相続法改正）
74 遺贈と「相続させる」の違いについて
75 サブスクリプションについて
76 遺言書の保管について
77 土地の時効取得について
78 少額訴訟について
79 再転相続と相続放棄について（知らないうちに相続人になった場合）
80 不動産トラブルとクーリングオフ
81 交通事故　その4　自賠責請求と異議申立てについて
82 負債が支払能力を超えた場合について
83 調停の進め方について　（その2 家事調停）
84 犯罪被害者としてできることについて　（その1 概要）
85 消費者問題　その3　架空請求・不当請求について
86 検察審査会について
87 趣旨が不明な金銭をめぐるトラブルについて
88 自然災害債務整理ガイドライン（コロナ特則）について
89 交通事故　その5　過失割合について
90 近隣関係について　その2
91 農地の売買について
92 訴え提起前の和解（即決和解）について
93 共有物分割手続について
94 相続の承認について
95 成年後見について　その3 保佐や補助も含めて
96 道路の法律問題について　その2 私道
97 消費者問題　その4 高齢者のトラブル・若者のトラブル
98 財産分与と不動産（明渡も含めて）
99 給与ファクタリングについて

料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料　事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号　043-225-3041

業務内容

- 不動産
- 会社経営
- 貸金請求
- 労災
- 相続
- 民事再生・破産手続き
- 金融
- 消費者問題
- 交通事故
- 刑事事件
- 離婚
- 家族問題
- 成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。
その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円のみの場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

＊執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所のご案内

〒260 - 0013 千葉市中央区中央4 -12 -1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表　弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041
FAX 043-225-0071

業務時間
午前9時より午後6時まで
＊なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ
http://ever-lawyers.jp/
「エバー総合法律事務所」で検索を

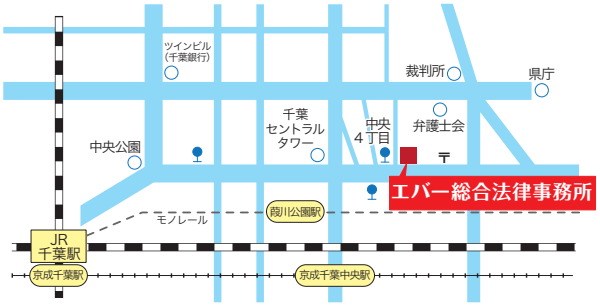

●千葉駅２番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。